

## 令和3年度 第2回苫小牧市民文化芸術審議会 会議概要

日 時：令和4年1月14日（金） 13：00～13：53

会 場：苫小牧市役所第2庁舎 2階北会議室

出席委員：伊藤委員、尾野委員、坂井委員、佐藤委員、下山委員  
手塚委員、中川委員、松原委員 計8名

欠席委員：草賀委員、林委員 計2名

事務局：瀬能教育部長  
生涯学習課 林崎課長、別紙主任主事

---

1 開会 （進行）林崎課長

2 議事 （進行）坂井会長

（1）第2次苫小牧市民文化芸術振興推進計画の点検について

- ・第2次苫小牧市民文化芸術振興推進計画の施策の取組状況と計画の進捗状況について、109項目の取組のうち、取組状況が「C（見直しが必要）」となった22項目を中心に、基本的方針の項目ごとに事務局より説明。（別紙主任主事）

<主な質疑>

委 員：確認なのですが、この計画の中でCという項目が22項目あって、第1次計画に取組がなかったものが多く含まれているとのことなのですが、その中でも「5交流の促進」の57番にある文化団体の合宿誘致は行っていないとのことなのですが、これも第1次計画にも載っていたと思うのです。そもそも文化団体の合宿が行われていたのかどうかということではどうなのでしょう。

事務局：うちの方ではなく、スポーツ関係の合宿誘致の助成金があったのですが、それにも文化団体にもという項目がありましたが、実際に使われていたとは伺っていないところです。

委 員：そうすると、スポーツ団体とかでは合宿は行われているけれども、文化団体では実際のところあまりないということなのでしょう。

事務局：多分その補助金では使われていないと思います。

委 員：活動はしているけれども、補助金活用はないということでしょうか。

事務局：他市町村から苫小牧市に来て合宿という部分が、多分ないのでな

いかと。それで申請されてないのではないかと考えております。

委員：これだけ膨大な範囲の内容を評価するというのは、具体的にかなり難しいのではないかと。一般的に考えたときに、例えば一例ですけれども、どこかに指標みたいなものがないのかなど。例えば高体連なんかの場合ですと、全国展に出した件数が、今年は何件だったとかと支援とがくつつくような形でできると、より自分の身につまされるという気がする。非常に広い範囲だから難しいとは思いますが、何か考えたらいいのかなと、これはもう感想だけでお終いにします。

事務局：今回につきましては、評価というよりは中間点検という形で、取組をしている部署が取組状況の評価を行っていますので、計画全体として、どのくらい進んでいるのかというところでご議論いただければと思います。

事務局：この前に第1次計画というのがあったのですが、今度は第2次計画になって、今委員がおっしゃったとおり、計画が非常に細かくなったのは事実です。例えば、資料1の7ページに「紙フェスティバル」と書いてありますが、計画が具体的な事業ベースでできているものですから、この紙フェスティバルがなくなってしまうと当然取組ができなくなってしまうという作りになっています。この計画自体は10年スパンで、5年で点検をする段階ですので、5年後見直す際には、細かすぎない、評価も見やすいような計画に仕上げるといのは非常にありがたい意見だと思いますので、見直しの際にはそれを踏まえて対応していきたいと思います。

委員：資料1について確認ですが、教育委員会や市が把握している内容で、個々人の取組内容は出てこないのですね。

事務局：市の関連部署における取組内容を掲載しております。

委員：それはリサーチしたものなのですか。

事務局：各課に照会し、回答された内容を一覧にまとめております。

会長：他にご意見等はございませんか。それでは、第2次苦小牧市民文化芸術振興推進計画の点検についてはよろしいでしょうか。

委員：はい。

(2) 苦小牧市民文化芸術振興助成金交付要綱及び苦小牧市民文化芸術振興助成金要綱取り扱いに係る留意事項の一部改正について

- ・ 交付要綱検討委員会より、検討経過報告（坂井委員長）
- ・ 苦小牧市民文化芸術振興助成金交付要綱第1条、第4条、第9条、第1

0条、様式の改正案について、事務局より説明

- ・ 苫小牧市民文化芸術振興助成金要綱取り扱いに係る留意事項の6（計画書の提出）第4条関係、8（助成の申請の変更）第9条関係等の改正案について、事務局より説明（別紙主任主事）

<主な質疑>

委員：要綱の改正案には書かれていないことなのですが、この会議に何回か参加させていただいて、お花とお茶というのが結構話題になっていたと思うのですが、この対象事業でいったらどこに入るのでしょうか。

事務局：資料3で見ていただくと、第3条（対象事業）の美術発表事業、美術鑑賞事業に入ります。

委員：実際に申請は出ていないが、認知的に多いものがここに書いてあると思うのです。お花とかは申請が結構多かったのに、ここにないとわかりにくいかなと思いました。

もう1点は、前からそうだったのに気づいていなかったのですが、第2条の対象者の「者」という漢字の使い方が、法的に調べていないのですが、特に（2）の「代表者及び所在地が明らかである者」の、この「者」の使い方がこれで本当にあっているのかなという気がします。「次の各号に該当する個人及び団体に交付する」とかの方が多と思うので、「次の各号に該当する者」とあって、「団体にあっては、…である者」と続くことに違和感があったので。「代表者」に「者」が入って、また「所在地が明らかである者」と入っているのは二重の使い方のような気がします。

事務局：「者」の部分については、法務担当課に再度確認してみます。第3条の対象事業の中の、美術発表事業及び美術鑑賞事業に、お茶、お花を追加するかどうか、委員の皆様でご審議いただければと思います。

委員：先日の検討委員会の際には、当初の案には日本舞踊とか写真も含まれていなかったのです。その時に、やっぱり入れた方がいいよねということで入れています。ですから、今回も同じく、ちょっと僕たちもうかつだったのですが、お茶とかお花は非常に出てきていますので、美術発表事業と美術鑑賞事業の、写真の後ろに入れてよろしいかと思いますが、どうでしょうか。

会長：それでは、美術発表事業と美術鑑賞事業の写真の後に、お茶とお花を加えるということよろしいでしょうか。

委員：はい。

委員：前回の審議会ですけれども、お花の展示会に対して思ったことは、お迎えの花を含めて確か25万円とか要求していて、お花って店によって値段が違うのですよね。助成金を出すときに、展示する時間は皆さんに共有してもらっただけけれども、持ち帰る時に市の貴重な税金を個人の持ち物に出すのは違和感があるのですよね。今までも助成金を出ているので入れるのは構わないのですけれども、審査の基準が難しいのではないかなと。例えば25万円でお迎えの花といったら、畳3畳くらいのものですごいのができるのかなと思うのですけれども、店を選んだりして、私もお正月の花を生けるのですけれども、(両手を広げて)これくらいの大きさでやっても5千円くらいでできるのですよね。それをウェルカム(お迎えの花)でこんなにして、基準というか上限がないので、同じ胡蝶蘭でも店によって値段が全然違うので、そういう審査の仕方がここでできるのかなと。これは10万円ですよと言われてたらそうかもしれないし、ある人は2万円でするかもしれないし、審査がすごく難しいのではないかなと思ったのですよ。しかもそれを持ち帰るということは個人の財産になるものですから、ちょっと違和感がありますね。

委員：今はそのまま持ち帰るのですか。

委員：小さくして、皆さんで分けて持ち帰ることになるのですよね。だから、一時的な鑑賞物に対して税金を投入するのはどうなのだろうとは思いました。

委員：現実にも今までもそういうことがあったので、そういうふうに感じられているのですね。

委員：そうですね。今まではあまり大きな目立った事業はなくて、この間はちょっと大きな事業だったので。

委員：今回こういう話があったものですから、審査会や検討委員会の中で、具体的にどういうふうになるかわからないですけれども、対応するという形しかできないと思うのですよね。だから、高すぎるのではないとかそういうことかなと思うのですけれども。

事務局：委員がおっしゃっていたのは、今年度の助成事業の社中展の部分だと思っただけですけれども、結構金額が大きかったと思っただけですけれども、毎年ではなく周年事業のような形で、今後は開催する予定はないと申請者の方も言うておりました。今回は社中会員以外も、子供やプロフェッショナル学院の生徒さんの展示だとか、展示数が非常に多かったんで、展示数に見合っているかとか、そういった部分でもご検討いただければと思います。

委員：私も何年か前に、お花の展示会に出品したことがあるのですけれども、会費を集めているのですよね。それで会費の中でやるのですけれども、それ以外にウェルカムのお花を作るということは、助成金が出るからやろうという話にもなると思うのですよ。もし助成金が出なければこういう話にならないと思うのですよね。そうしたら会員の負担を増やしてお花を作るという話になってくるので、例えばこれに関しては助成金を出さないとか、そういう規定も必要じゃないかなと少し思ったのですけれども。

事務局：それはお花だけに限らなくなってしまうかもしれませんので、そこは次回3月に新年度事業を審議する際、実際に出てくる事業の中で、皆様で具体的にご審議していただければと思います。

会長：要綱に、お茶とお花を加えるという部分はよろしいでしょうか。

委員：はい。

事務局：お茶、お花の表記の部分につきましては、文化庁の示す表現に揃える形でよろしいでしょうか。

会長：それでは助成金交付要綱については、第2条の「者」の部分の確認と、表現は変わりますが、第3条の対象事業にお茶、お花を追加して改定するという事でよろしいでしょうか。

委員：はい。

会長：改定内容は、もう1回委員の方へ出すということにしますか。

事務局：委員の皆様のご了解がいただければ、修正したものを正副会長の方にご確認いただき、了承が得られれば、それをもって次回のときに出させていただきます。

会長：それでは私の方で確認するという事でよろしいですか。2月1日から新年度募集ということで、時間がないものですから。

委員：はい。

会長：それではそのようにさせていただきます。

※原案の一部を修正し、内容について正副会長の了承を得た上で、(2) 苫小牧市民文化芸術振興助成金交付要綱及び苫小牧市民文化芸術振興助成金要綱取り扱いに係る留意事項の改定に関し承認を得る。

### (3) その他

委員：第2次計画の中の20ページに、市民ホールについて記載されているのですけれども、これから、今の市民会館の情勢からすると、向こう50年間くらいの文化振興拠点になるのではないかなと思うの

です。これまで基本構想、基本計画というのが公表されていまして、施設の規模等は大体わかるのですが、実際のところPFI方式に決まっているのですが、将来を見越してプラス地域振興というか、市民会館と今の文化会館を足すだけではなく、もうちょっと先端的なものの導入というのは何か考えられているのかというのを、もし答えられるならお伺いしたい。

事務局：委員がおっしゃったように公表している部分もあるのですが、市民ホール準備室という別の部署がありまして、そちらでいろいろと計画したり、公表したりしているところなんです。それ以外で私たちがお伝えできる部分といえば、交付金をいただきながら策定する動きだとは思いますが、お話にあったとおりPFIですので、それらを含めて業者がプレゼンテーションを行うと思います。細かい部分については私どももわからないところです。委員がおっしゃったように、市民会館と文化会館を合わせて、プラスまちづくりという観点のPFIという形で出てくるのではないかと考えております。

3 閉会 13時53分